平成２２年（フ）第１２３５０号
千葉県松戸市常盤平陣屋前７－３－201
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３５５号
千葉県船橋市芝山３丁目９－11－204
債務者　本間　真紀
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４０３号
東京都調布市小島町１丁目５－１－406
債務者　古大工真幸
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４０４号
東京都調布市小島町１丁目５－１－406
債務者　古大工佐智絵（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４７４号
東京都葛飾区宝町１丁目10－５－202
債務者　森脇　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４８４号
神奈川県相模原市南区相南２丁目25－26－102
債務者　小島いづみ
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４８５号
東京都練馬区南田中３丁目28－４－104
債務者　森川　　孝
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５４０号
東京都目黒区目黒本町１丁目３－４
債務者　熊谷　敬三
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５４１号
東京都多摩市貝取５丁目２－４－202
債務者　仙田　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５４２号
東京都八王子市緑町403－３　アネックスグリーンＣ－103
債務者　大橋　麻耶
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５４３号
東京都世田谷区代田１丁目36－４－101
債務者　小山　武治
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５４７号
東京都足立区鹿浜８丁目４－５－503
債務者　鷲頭　麻矢
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５４８号
東京都北区中十条３丁目13－８－301
債務者　関口　哲夫
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５５４号
東京都足立区花畑４丁目26－３－103
債務者　大場　久美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５６３号
千葉県いすみ市岬町椎木528－９
債務者　股野　　純
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５６４号
東京都調布市飛田給３丁目28－９　第２大和荘101
債務者　吉住　桓子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部